

定 款

社会福祉法人 昭徳会

社会福祉法人 昭徳会 定款

第一章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設の経営
- (ロ) 障害児入所施設の経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営
- (ニ) 特別養護老人ホームの経営
- (ホ) 軽費老人ホームの経営
- (ヘ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 障害児通所支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業の経営
- (ト) 児童自立生活援助事業の経営
- (チ) 老人デイサービスセンターの経営
- (リ) 老人短期入所事業の経営
- (ヌ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ル) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヲ) 児童家庭支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人昭徳会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基礎の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県名古屋市昭和区駒方町四丁目10番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員3名、外部委員2名の合計6名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第9条 評議員の報酬は無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度3月、6月及び11月に各1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任し

た後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもつて構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 名古屋市昭和区駒方町3丁目1番地・1番地3所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
駒方保育園保育棟 1棟 (面積 1,113.27 平方メートル)
- (2) 名古屋市昭和区駒方町3丁目1番地・1番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
駒方保育園屋外便所 1棟 (面積 6.20 平方メートル)
- (3) 名古屋市昭和区駒方町3丁目1番所在の駒方保育園敷地 1筆 (面積 1,963.63 平方メートル)
- (4) 名古屋市昭和区駒方町3丁目1番の3所在の駒方保育園敷地 1筆 (面積 244.62 平方メートル)
- (5) 名古屋市南区呼続四丁目2805番所在の名古屋養育院敷地 1筆 (面積 659.70 平方メートル)
- (6) 名古屋市南区呼続四丁目2802番所在の名古屋養育院敷地 1筆 (面積 289.22 平方メートル)
- (7) 名古屋市南区呼続四丁目2803番所在の名古屋養育院敷地 1筆 (面積 103.96 平方メートル)
- (8) 名古屋市南区呼続四丁目2804番所在の名古屋養育院敷地 1筆 (面積 225.95 平方メートル)
- (9) 名古屋市南区呼続四丁目2801番所在の名古屋養育院敷地 1筆 (面積 529.28 平方メートル)
- (10) 名古屋市南区呼続四丁目2805番地、2804番地所在の木造スレート葺平家建
名古屋養育院職員宿舎 1棟 (面積 26.49 平方メートル)
- (11) 愛知県みよし市打越町山ノ神51番地の1、51番地の3、同所字新池26番地の6所在の鉄筋
コンクリート造陸屋根スレート葺2階建 泰山寮管理棟 1棟 (面積 759.87 平方メートル)
- (12) 愛知県みよし市打越町新池26番地の1、25番地の2、同所山ノ神51番地の1、53番地の1、
57番地の1、57番地の5、58番地、87番地の11所在の木・鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建
泰山寮管理棟及び寮舎 1棟 (面積 2,361.27 平方メートル)
- (13) 愛知県みよし市打越町山ノ神53番1所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 932.00 平方メートル)
- (14) 愛知県みよし市打越町山ノ神57番1所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 270.00 平方メートル)
- (15) 愛知県みよし市打越町山ノ神57番5所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 145.00 平方メートル)
- (16) 愛知県みよし市打越町山ノ神58番所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 95.00 平方メートル)
- (17) 愛知県みよし市打越町山ノ神87番11所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 159.00 平方メートル)
- (18) 愛知県みよし市打越町新池25番2所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 65.00 平方メートル)
- (19) 愛知県みよし市打越町新池26番1所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 1,561.00 平方メートル)
- (20) 愛知県みよし市打越町山ノ神51番の1所在の泰山寮敷地 1筆 (面積 6,748.65 平方メートル)

- (21) 愛知県みよし市打越町山ノ神 51 番の 3 所在の泰山寮敷地 1 筆 (面積 60.53 平方メートル)
- (22) 愛知県みよし市打越町字新池 26 番の 6 所在の泰山寮敷地 1 筆 (面積 313.42 平方メートル)
- (23) 愛知県みよし市打越町山ノ神 62 番の 1 所在の安立荘敷地 1 筆 (面積 976.78 平方メートル)
- (24) 愛知県みよし市打越町山ノ神 63 番の 1 所在の安立荘敷地 1 筆 (面積 1,737.93 平方メートル)
- (25) 愛知県みよし市打越町山ノ神 63 番の 2 所在の安立荘敷地 1 筆 (面積 23 平方メートル)
- (26) 愛知県みよし市打越町山ノ神 63 番の 3 所在の安立荘敷地 1 筆 (面積 30.6 平方メートル)
- (27) 愛知県みよし市打越町山ノ神 87 番の 16 所在の安立荘敷地 1 筆 (面積 88 平方メートル)
- (28) 愛知県みよし市打越町山ノ神 61 番地、60 番地、62 番地 1、62 番地 2、63 番地 1
所在の鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建 安立荘管理棟兼居室棟兼デイルーム 1 棟
(面積 3,025.75 平方メートル)
- (29) 名古屋市昭和区福江三丁目 507 番地所在の鉄骨造スレート葺 3 階建 慈泉寮寮舎 1 棟
(面積 447.18 平方メートル)
- (30) 愛知県高浜市芳川町 1 丁目 2 番地 83、2 番地 73 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造スレート瓦葺・
陸屋根 2 階建 高浜安立荘管理棟兼居室棟兼デイルーム 1 棟 (面積 5,026.36 平方メートル)
- (31) 愛知県高浜市芳川町 1 丁目 2 番地 80、2 番地 48、2 番地 73、2 番地 83 所在の鉄筋コンクリート・
鉄骨造ステンレス鋼板葺・陸屋根・スレート葺 6 階建 ケアハウス高浜安立管理棟兼居室棟 1 棟
(面積 3,180.43 平方メートル)
- (32) 名古屋市昭和区福江三丁目 507 番所在の慈泉寮敷地 1 筆 (面積 506.45 平方メートル)
- (33) 名古屋市南区呼続四丁目 2619 番所在の名古屋養育院敷地 1 筆 (面積 360.33 平方メートル)
- (34) 名古屋市南区呼続四丁目 2620 番所在の名古屋養育院敷地 1 筆 (面積 3,040.19 平方メートル)
- (35) 愛知県高浜市向山町 6 丁目 1 番地 23、1 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺 2 階建
授産所高浜安立管理棟兼作業棟 1 棟 (面積 962.90 平方メートル)
- (36) 名古屋市南区呼続四丁目 2620 番地、2619 番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
名古屋養育院管理棟兼居室棟 1 棟 (面積 2,658.58 平方メートル)
- (37) 愛知県高浜市豊田町 3 丁目 1 番地 15 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建
生活支援ハウス高浜安立管理棟兼居室棟 1 棟 (面積 460.04 平方メートル)
- (38) 愛知県豊田市沢田町座内 22 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 2,359 平方メートル)
- (39) 愛知県豊田市沢田町座内 24 番 3 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 43.78 平方メートル)
- (40) 愛知県豊田市沢田町座内 49 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 158 平方メートル)
- (41) 愛知県豊田市沢田町座内 888 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 6,704 平方メートル)
- (42) 愛知県豊田市沢田町座内 895 番 2 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 69 平方メートル)
- (43) 愛知県豊田市沢田町座内 896 番 2 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 13 平方メートル)
- (44) 愛知県豊田市干洗町後ケ洞 12 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 15,734 平方メートル)
- (45) 愛知県豊田市干洗町後ケ洞 446 番 1 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 102 平方メートル)
- (46) 愛知県豊田市干洗町後ケ洞 446 番 2 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 432 平方メートル)
- (47) 愛知県豊田市干洗町後ケ洞 446 番 4 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 186.01 平方メートル)
- (48) 愛知県豊田市干洗町後ケ洞 457 番 5 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 452.38 平方メートル)
- (49) 愛知県豊田市干洗町南 321 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 2,247 平方メートル)
- (50) 愛知県豊田市西萩平町八升蒔 81 番 1 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 119 平方メートル)
- (51) 愛知県豊田市西萩平町八升蒔 81 番 3 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 865 平方メートル)

- (52) 愛知県豊田市西萩平町八升蒔 220 番 2 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 4,495 平方メートル)
- (53) 愛知県豊田市西萩平町具蔵寺 91 番 2 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 2,112 平方メートル)
- (54) 愛知県豊田市西萩平町具蔵寺 92 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 366 平方メートル)
- (55) 愛知県豊田市西萩平町具蔵寺 93 番 2 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 135 平方メートル)
- (56) 愛知県豊田市西萩平町具蔵寺 93 番 3 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 89 平方メートル)
- (57) 愛知県豊田市西萩平町具蔵寺 94 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 191 平方メートル)
- (58) 愛知県豊田市西萩平町具蔵寺 95 番所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 7,177 平方メートル)
- (59) 愛知県豊田市西萩平町具蔵寺 217 番 4 所在の小原福祉ビレッジ敷地 1 筆 (面積 259.07 平方メートル)
- (60) 愛知県豊田市千洗町後ヶ洞 12 番地、同所南 321 番地、豊田市西萩平町具蔵寺 95 番地、同所八升蒔 220 番地 2 所在の 鉄筋コンクリート造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根 2 階建
小原安立管理棟兼居室棟 1 棟 (面積 4,620.85 平方メートル)
- (61) 愛知県豊田市千洗町後ヶ洞 12 番地、457 番地 5、豊田市西萩平町具蔵寺 95 番地、豊田市沢田町座内 888 番地、豊田市西萩平町八升蒔 220 番地 2、豊田市千洗町南 321 番地所在の鉄筋コンクリート造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 小原学園、小原寮管理棟 1 棟
(面積 1,189.32 平方メートル)
鉄筋コンクリート造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 小原寮居室棟 C 棟 1 棟
(面積 1922.80 平方メートル)
鉄骨造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺平家建 小原学園、小原寮管理棟集会室 1 棟
(面積 191.00 平方メートル)
鉄筋コンクリート造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 小原寮居室棟 B 棟 1 棟
(面積 1520.26 平方メートル)
鉄筋コンクリート造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 小原寮居室棟 A 棟 1 棟
(面積 1564.90 平方メートル)
木造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺平家建 小原学園施設内学級棟 1 棟
(面積 272.64 平方メートル)
鉄筋コンクリート造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 小原学園居室棟 1 棟
(面積 1627.16 平方メートル)
鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 小原学園、小原寮機械室 (面積 18.56 平方メートル)
鉄骨造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺平家建 小原寮訓練棟 1 棟 (面積 200.00 平方メートル)
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 小原寮作業棟 1 棟 (面積 198.25 平方メートル)
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 小原学園多目的室 1 棟 (面積 166.64 平方メートル)
- (62) 愛知県高浜市芳川町 3 丁目 1 番地 14、同所 1 番地 6 所在の鉄骨造瓦葺 2 階建
いこいの宿高浜安立管理棟兼居室棟 1 棟 (面積 848.28 平方メートル)
- (63) 愛知県安城市御幸本町 342 番 7 所在の光徳保育園敷地 1 筆 (面積 1,191.27 平方メートル)
- (64) 愛知県安城市御幸本町 342 番 8 所在の光徳保育園敷地 1 筆 (面積 474.18 平方メートル)
- (65) 愛知県安城市御幸本町 342 番地 7、342 番地 8 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建 光徳保育園管理棟兼保育棟 1 棟 (面積 1,031.99 平方メートル)
- (66) 現金 100 万円
- (67) 大阪市此花区西九条三丁目 5 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建 ケアハウス大阪安立管理棟兼居室棟 1 棟 (面積 3,130.85 平方メートル)

- (68) 名古屋市昭和区花見通二丁目 3 番 7 所在の駒方寮敷地 1 筆 (面積 1,021.95 平方メートル)
- (69) 名古屋市昭和区花見通二丁目 4 番 1 所在の駒方寮敷地 1 筆 (面積 74.24 平方メートル)
- (70) 名古屋市昭和区広路通八丁目 22 番所在の駒方寮敷地 1 筆 (面積 201 平方メートル)
- (71) 名古屋市昭和区広路通八丁目 24 番所在の駒方寮敷地 1 筆 (面積 317 平方メートル)
- (72) 名古屋市昭和区広路通八丁目 25 番所在の駒方寮敷地 1 筆 (面積 466 平方メートル)
- (73) 名古屋市昭和区花見通 2 丁目 3 番地 7、同区広路通 8 丁目 24 番地、25 番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 4 階建 駒方寮管理棟兼居室棟 (面積 2,033.09 平方メートル)
- (74) 名古屋市昭和区駒方町二丁目 26 番 2 所在のドミトリー駒方敷地 1 筆 (面積 206.61 平方メートル)
- (75) 名古屋市昭和区駒方町二丁目 26 番地 2 所在の木造スレート葺 2 階建
ドミトリー駒方 1 棟 (面積 157.63 平方メートル)
- (76) 名古屋市南区呼続五丁目 406 番 6 所在のドミトリー桜風敷地 1 筆 (面積 129.95 平方メートル)
- (77) 名古屋市南区呼続五丁目 406 番地 6 所在の木造スレート葺 2 階建
ドミトリー桜風 1 棟 (面積 99.36 平方メートル)
- (78) 愛知県豊田市小原町上平 854 番 23 所在の さくや敷地 1 筆 (面積 1,077.00 平方メートル)
- (79) 愛知県豊田市小原町上平 854 番地 23 所在の木造かわら葺 2 階建 さくや 1 棟
(面積 343.65 平方メートル)
- (80) 愛知県高浜市豊田町三丁目 1 番地 15 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・かわら葺平家建 1 棟
養護老人ホーム高浜安立・デイサービスセンター建物 (面積 960.43 平方メートル)
- (81) 愛知県高浜市豊田町三丁目 1 番地 15 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建 養護老人ホーム高浜安立
建物 1 棟 (面積 1,871.35 平方メートル)
- (82) 愛知県名古屋市名東区山香町 321 番地、325 番地、326 番地、429 番地所在の鉄筋コンクリート
造り亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 名古屋若松寮事務所 1 棟 (面積 577.51 平方メートル)
鉄筋コンクリート造り亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 名古屋若松寮居室棟 1 棟
(面積 504.77 平方メートル)
鉄筋コンクリート造り亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 名古屋若松寮居室棟 1 棟
(面積 504.77 平方メートル)
鉄筋コンクリート造り陸屋根平家建 名古屋若松寮居宅棟 1 棟 (面積 21.00 平方メートル)
鉄筋コンクリート造り陸屋根平家建 名古屋若松寮居宅棟 1 棟 (面積 21.00 平方メートル)
鉄筋コンクリート造り陸屋根平家建 名古屋若松寮洗濯室 1 棟 (面積 8.25 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。
- (基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、愛知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、愛知県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に

に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとすると

きは、理事総数の3分の2以上の同意ならびに評議員会の承認を得なければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 特定施設入居者生活介護事業

(3) 地域包括支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解 散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、愛知県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人昭徳会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 鈴木修学
理事 島田民治
理事 加藤周太郎
理事 安藤秋三郎
理事 余語富次郎
監事 中島玉吉
監事 加藤清四郎

認可年月日	定 款 変 更 内 容
昭和 9年 6月 1日	財団法人大乗報恩会設立認可
昭和 19年 3月 4日	法人の名称を「昭徳会」に変更
昭和 27年 5月 17日	「社会福祉法人」に組織変更
昭和 39年 9月 22日	理事・評議員の定数増員
昭和 40年 11月 25日	三好学園経営・代表権の制限
昭和 41年 4月 21日	ひまわり保育園経営・資産の区分
昭和 42年 11月 6日	事務所所在地変更・基本財産
昭和 44年 2月 19日	基本財産の新規編入（建物3棟）
昭和 44年 8月 2日	ひまわり保育園廃止・基本財産削除（建物1棟）
平成 元年 6月 6日	新定款準則に合致・事業の追加・基本財産の編入並びに削除
平成 元年 11月 10日	事業の追加（特別養護老人ホーム安立荘）・基本財産の増
平成 2年 4月 5日	事業の追加（精神薄弱者地域生活援助事業）
平成 2年 10月 9日	基本財産の追加（泰山寮ショートステイ棟・休憩棟）
平成 3年 6月 19日	事業の追加（自立相談援助事業）・基本財産の追加、表示変更
平成 4年 6月 3日	新定款準則に合致・基本財産の追加
平成 5年 6月 15日	定款準則に合致・事業の追加・基本財産の追加
平成 6年 5月 27日	新定款準則に合致

平成 7年 11月 9日	事業の追加（老人介護支援センター）
平成 8年 4月 12日	基本財産の追加、変更（光徳寺保育園）
平成 8年 7月 4日	事業の追加・基本財産の追加（軽費老人ホーム）
平成 9年 7月 23日	基本財産の削除と追加（慈泉寮建物及び土地）
平成 10年 5月 20日	定款準則に合致
平成 11年 6月 7日	事業の追加・基本財産の追加（授産所高浜安立・名古屋養育院土地）
平成 11年 8月 17日	基本財産の削除と追加（名古屋養育院建物）
平成 11年 11月 22日	基本財産の変更（安立荘・泰山寮）
平成 12年 3月 6日	事業の追加と変更（居宅介護支援事業・デイサービスセンター・老人短期入所事業）
平成 12年 3月 31日	事業の追加・基本財産の削除（養護老人ホーム・安立荘土地）
平成 13年 5月 14日	新定款準則に合致・事業の追加・基本財産の追加（デイルーム2棟）
平成 14年 2月 8日	事業の追加・基本財産の追加（生活支援ハウス高浜安立建物）
平成 15年 1月 6日	定款準則に合致・事業の追加（小原安立）・支援費制度移行による変更
平成 15年 3月 24日	事業の追加（老人短期入所事業小原安立）
平成 15年 10月 7日	基本財産の追加（小原福祉ビレッジ土地・小原安立建物）
平成 17年 1月 28日	事業の追加（小原学園・小原寮・いこいの宿高浜安立）
平成 18年 1月 25日	基本財産の変更と追加（三好学園敷地、小原学園・小原寮・いこいの宿）
平成 18年 9月 8日	事業の廃止・基本財産の処分・事業の追加（三好学園・三好寮・小原寮）
平成 18年 9月 19日	事業の追加（いこいの宿） 基本財産の追加（光徳保育園）、事業名変更
平成 19年 1月 24日	定款準則に合致、事業の追加（日中一事支援事業）
平成 19年 9月 20日	定款準則に合致、基本財産の削除と追加（光徳保育園建物・小原寮作業棟）
平成 21年 11月 20日	事業の追加（一時預かり事業、特定施設入居者生活介護事業）
平成 22年 2月 5日	基本財産の名称変更（みよし市制施行）
平成 22年 9月 6日	事業の追加（障害者支援施設）
平成 22年 10月 27日	法人合併による変更
平成 22年 12月 8日	法人所在地変更・基本財産処分
平成 23年 4月 28日	基本財産の追加（駒方寮土地、建物）
平成 23年 11月 9日	法人所在地変更・基本財産の処分、事業の廃止（駒方診療所）

平成 24 年 3 月 29 日	基本財産の追加（ドミトリー駒方土地、建物）
平成 24 年 9 月 10 日	事業の追加（障害児入所施設）と削除（障害者援護施設・知的障害児施設）
平成 25 年 3 月 26 日	事業の追加（特定相談支援事業）、基本財産の追加（ドミトリー桜風）
平成 27 年 8 月 20 日	基本財産の追加（養護老人ホーム建物、さくや土地、建物）
平成 28 年 5 月 25 日	社会福祉法の改正による
平成 29 年 3 月 22 日	社会福祉法改正による定款変更、基本財産の追加（名古屋若松寮建物）
平成 30 年 1 月 16 日	基本財産の追加（小原学園多目的室、養護老人ホーム建物）
平成 30 年 2 月 21 日	事業の追加（放課後等デイサービス、訪問介護事業）、 基本財産建物の変更（養護老人ホーム）
平成 30 年 4 月 23 日	基本財産の追加（泰山寮建物、土地）
平成 30 年 6 月 29 日	基本財産の変更と削除（泰山寮）
令和 2 年 2 月 20 日	事業の追加（障害児相談支援事業）
令和 4 年 2 月 25 日	事業の追加（地域包括支援センター）